

## BCP（緊急時事業継続計画）について

平成23年11月21日

東京証券取引所

㈱東京証券取引所グループ、㈱東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下、3法人をあわせて「当社等」といいます。）では、様々なリスクが発現した場合であっても、社会インフラとしての責務を果たすため、業務を堅実かつ安定的に継続できる体制の整備に努めております。具体的には、自然災害、システム障害、テロ行為及び新型インフルエンザの流行等、多様なリスクに対応するため、リスクが発現した場合の業務継続に関する基本方針、体制、手順等を定めたBCP（緊急時事業継続計画）を策定しております。

また、BCPについては、取引参加者をはじめとする関係機関にもできる限り広く知っていただくことが有効であるとの考えから、セキュリティ等の面で問題とならない範囲で公表しております。

### 1. 基本的な考え方

本BCPは、全社的な事業継続に係る基本方針を明確にすることを目的とするものです。

リスクが顕在化した際に可能な限り事業継続を図ることにより、取引参加者、上場会社、投資家等のステークホルダーへの影響を最小化することを目的とし、また、事業継続による東証の企業価値の源泉たるブランド力の向上及び我が国証券市場の信頼性の向上を目的としております。

また、東証市場で行われる売買の継続にかかる基本的考え方については、BCPの中核をなすものであり、東証市場に参加する方々にも広く知っていただくことが特に必要であるとの認識から、「コンティンジェンシー・プラン」として公表しております。

コンティンジェンシー・プランは、東京証券取引所（以下、「当取引所」といいます。）または外部関係機関のシステム障害、地震・風水害等の自然災害、テロ行為、社会インフラ停止等により、東証市場での売買を継続することが困難な場合における売買継続に関する基本的な対応を定めたもので、当取引所に重度のシステム障害が発生した場合のほか、取引シェアの実績で20%を超える取引参加者が東証市場の売買に参加できない場合、情報配信が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の20%超となった場合や、システムのキャパシティ超過のおそれがある場合等には、価格形成の公正性確保の観点から売買を停止する方針としております。

## 2. 再開目標

B C Pに基づく事業継続にあたっては、提供する事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合には可能な限り早期の再開を目指すことを基本としつつ、大規模地震等、事業継続に甚大な影響を及ぼすリスクが発現した場合であっても、リスクの発現後、概ね24時間以内に必要な業務を再開し、可能な限り取引日を空けずに当取引所の開設する市場における売買を再開することが可能な状態を構築することを目標としております。

この目標を達成するため、プライマリセンターとの同時被災を回避することが可能と考えられる立地において、セカンダリサイトの構築を進めており、arrowheadの稼働を契機に、同システムのセカンダリ対応（バックアップシステム構築）を完了するとともに、その他基幹システムのセカンダリ対応についても順次実施するなど、事業継続体制の強化に取り組んでおります。

## 3. 対象とする範囲

### (1) 想定するリスク

本B C Pは、業務停止につながる想定リスクを、原因事象及び結果事象の組み合わせとして整理することにより、可能な限り幅広いケースへの対応を網羅するものとしております。

原因事象としては、地震・風水害等の自然災害、システム障害、電力・通信等の社会インフラの停止、物理的破壊行為・サイバーテロ等のテロ行為、新型インフルエンザの流行等を想定しており、原因事象が発生することによりもたらされる結果事象としては、建物の利用不能、システムの利用不能、人員の不足、外部機関の停止等を想定しております。

### (2) 適用範囲

本B C Pは、当社等の役職員（海外駐在員及び現地秘書を含む）、当社等の建物に常駐する派遣社員、システム開発・運用業者等の外部人員に適用するものとして策定されております。

また、取引参加者をはじめとする外部関係機関につきましては、当取引所の事業継続と密接な関係を有する先も少なくないことから、コンティンジェンシー・プラン等について、あらかじめご承知おきいただくとともに、平時から連絡体制の整備等を行っていくことが重要と考えております。

さらに、災害発生時に当社等の建物内にいる来客者、見学者等については、あらかじめ対応する部署を明確にすることにより、リスクが顕在化した際に速やかに適用することとしております。

#### 4. 結果事象ごとの対応方針

本BCPは、結果事象を下記の3つに分類し、それぞれについて、対応方針を定めることにより、想定されるリスクが顕在化した際にも必要最小限の事業を可能な限り継続するための体制・手順を定めております。また、各担当部署にて行われる事業継続のための作業については、部署ごとに詳細マニュアルを整備しており、有事における円滑な事業継続が可能な体制を構築しております。

##### (1) プライマリセンターの利用継続を前提とした対応

当該事象は、大規模地震、風水害、テロ行為等により、当社等や外部機関は被害を受けているものの、プライマリセンターの利用は引き続き可能な場合を指します。

当該事象が発生した際には、

- ① BCP対策本部の設置
- ② 状況の把握
- ③ 対応案の検討・決定
- ④ 外部への連絡
- ⑤ 外部関係機関の被害・復旧状況の把握
- ⑥ 必要資源の調達
- ⑦ 代替運用の実施（代替オフィスにおける売買、決済を中心とした業務遂行等）
- ⑧ 本格復旧への準備

等の対応を行います。

当該事象の発生時には、代替オフィスにおける業務遂行等により、可能な限り、売買・決済等を継続するよう努めますが、当取引所に重度のシステム障害が発生した場合、売買シェア実績で20%を超えるシェアの取引参加者が取引に参加できない状態になった場合または、情報配信が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の20%を超える状態となった場合等には、コンティンジェンシー・プランを適用し、売買取引を停止いたします。

##### (2) セカンダリセンターへの切替えを前提とした対応

当該事象は、テロ、大規模火災等により、プライマリセンターが局所的に被害を受けている場合または、首都直下型地震等により、当社等、プライマリセンター及び外部機関が同時に被害を受けており、セカンダリセンターへの切替えが必要となる場合を指します。

当該事象の発生時には、コンティンジェンシー・プランの適用により、売買

取引を一時停止することが想定されますが、セカンダリセンターへの切替えを行うことにより、可能な限り早期に売買を再開いたします。（セカンダリセンターへの切替えによる売買の再開は24時間以内を目標としますが、当日中の売買再開は行いません。）

### （3） システム障害

システム障害は、システムのハード障害、アプリケーション障害、通信回線障害等により、当社等の情報システムが利用不能となった場合を指します。

システム障害が発生した際には、担当部を中心に初動対応を行うとともに、障害の影響を調査し、障害レベルに応じてシステム対策本部を立上げ対応します。システム障害が重度で、長期間継続してシステムが利用不能となる場合には、BCP対策本部を設置し、（1）と同様の対応を実施します。

システム障害発生時においても、可能な限り、売買・決済等を継続するよう努めますが、当取引所に重度のシステム障害が発生した場合または、売買シェア実績で20%を超えるシェアの取引参加者が取引に参加できない状態になった場合または、情報配信が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の20%を超える状態となった場合等には、コンティンジェンシー・プランを適用し、売買取引を停止いたします。

## 5. 対応のための体制整備

「4. 結果事象ごとの対応方針」に記載された対応をとるために、以下の体制・インフラの整備を行っております。

### （1） BCP対策本部

リスクが顕在化した際に、所要の対応を迅速かつ的確に行うため、BCP対策本部を設置し、被害状況及び事業継続状況の把握、外部機関との連絡等を行うとともに、必要な意思決定を行うこととしております。

### （2） 人員の確保

夜間・休日にリスクが顕在化した際に、必要人員を確保するために、あらかじめ初期対応にあたる人員を定めております。また、役職員をはじめとする人員の安否を速やかに確認するとともに、機動的な人員確保を可能とするために、安否確認システムを導入しております。

### （3） 通信手段の確保

リスクが顕在化した際に、当社等内外への連絡手段を確保するために、一般

電話、FAX、災害時優先電話、携帯電話、電子メール、T a r g e t、売買システムによる通知、衛星電話等の様々な通信手段を用意するとともに、外部関係機関との間で相互に連絡先を交換しております。

(4) 代替オフィス

建物が利用不能となった場合に、通常使用している以外の場所で事業を継続することができるよう、代替オフィスを用意し、あわせてリスクが顕在化した際に代替オフィスに移動する人員を定めております。

(5) データセンター

基幹システムについて、FISC( (財)金融情報システムセンター)の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」を全て満たし、かつ ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得している堅牢なデータセンターに設置しております。

(6) テスト・教育研修

B C Pの内容が妥当であるかどうかの検証を行うとともに、リスクが顕在化した際にB C Pに定める対応手順を円滑に行うため、B C Pのテスト及び役職員等への教育研修をそれぞれ年1回以上実施する体制を構築しております。

6. 今後の課題

リスクが顕在化した際の対応方針やそのための体制の概要は、以上のとおりとなっておりますが、B C Pは、新たなリスクの発現や環境の変化にあわせて、常に見直しを行っていく必要があるものです。

当社等では、今後とも業務継続体制の一層の充実を図るため、本B C Pについて、年2回以上の頻度で定期見直しを行うとともに、環境の変化にあわせて、適時の見直しを行っていくこととしております。

また、証券市場全体としての事業継続体制の強化のためには、当社等だけではなく、取引参加者をはじめとする市場関係者が連携して体制整備を図っていくことが重要です。

現在、証券市場全体のB C P について検討し、適宜必要な措置を講じていくため、自主規制機関(証券業協会、証券取引所)、証券会社、行政等の関係者で構成する証券市場全体のB C P 検討フォーラム(B C Pフォーラム)が設置され、緊急連絡体制の整備や共同演習等の実施などについて議論がされております。

当社等としては、当社等の事業継続体制のさらなる強化のみならず、B C P

フォーラムにおける議論等を通じて市場関係者の皆様との連携を深めつつ、証券市場全体のBCPの機能強化についても積極的に取り組んでまいり所存です。

以 上

**【本件に関するお問合せ先】**

株東京証券取引所グループ

経営企画部

TEL 03-3666-1361 (代表)